

■報告第5号 専決処分の報告について（工事請負契約の一部を変更する契約の締結について）

【要旨】

平成24年8月28日に請負契約締結議案の議決を受け、平成25年2月13日に契約の一部を変更する契約締結議案の議決を受けた「町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）」に係る工事請負契約について、下記のとおり、工事請負契約の一部を変更する契約を締結するため、地方自治法第180条第1項及び地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項第3項の規定に基づき、去る3月15日に専決処分しましたので、同法第180条第2項の規定に基づき報告するものです。

【工事請負契約の変更契約締結内容】

工 事 名	町道大奈路中津川線 道路改良工事（橋梁上部工）
工 事 場 所	四万十町 大正中津川 地内
契 約 の 金 額	76,747,650円（内消費税3,654,650円）
変更契約金額	78,439,200円（内消費税3,735,200円）
増 減 額	1,691,550円（内消費税 80,550円）
契約の相手方	南国市岡豊町中島356番地1 株式会社 鉄建ブリッジ 代表取締役 森下 伸裕

【変更内訳】

変更内容	変更理由	変更金額
架設工	落橋防止装置工の部材の中で、架設工に計上する製品があり、工場製作工から設計計上区分の変更を行った。	3,486,000 円
工場製作工	落橋防止装置工の部材の中で、架設工に計上する製品があり、架設工へ設計計上区分の変更を行った。	△3,486,000 円
諸経費等	落橋防止装置工について工場製作工から架設工へ設計計上区分を変更した事により、現場管理費等の諸経費対象となり増額となる。	1,691,550 円